



智慧財產法院組織法（知的財產裁判所組織法）

中華民國 96 年（西曆 2007 年）3 月 28 日
華總一義字第 09600035701 号總統命令公布

第 1 章 総則

第 1 条 知的財産権を保障し、知的財産案件を適切に処理し、国家の科学技術と経済発展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 知的財産裁判所は、法により、知的財産にかかる民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の審判事務を取り扱う。

第 3 条 知的財産裁判所が管轄する案件は以下のとおり。

- 一 専利法（註 1）、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平交易法（註 2）により保護される知的財産権に関して生じた第一審及び第二審民事訴訟事件。
- 二 刑法第 253 条から第 255 条、第 317 条、第 318 条の罪、又は商標法及び著作権法、公平交易法第 20 条第 1 項に関する第 35 条第 1 項及び第 19 条第 5 号に関する第 36 条に違反する案件で、地方裁判所の通常、簡易審判又は協議手続きによる第一審判決を不服とし、上訴又は抗告する刑事案件。但し、少年刑事案件はこの限りではない。
- 三 専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、集積回路回路配置法、植物品種及び種苗法、公平交易法にかかる知的財産権によって生じた第一審行政訴訟事件及び強制執行事件。
- 四 その他、法律の規定により又は司法院の指定により知的財産裁判所が管轄する案件。

第 4 条 1. 知的財産裁判所の設立地は司法院が定める。

2. 司法院は、地理的環境及び案件の多寡を考慮し、知的財産裁判所支



部を増設することができる。

第5条 知的財産裁判所に対応して高等裁判所検察署知的財産分署を設置し
その種類及び定員は附表の規定に従う。

第6条 1. 知的財産裁判所が審理する案件のうち、民事第一審訴訟手続き及び行政訴訟簡易手続きは、裁判官1名が単独でこれを行う。民事、刑事第二審上訴、抗告手続き及び行政訴訟の通常手続きは、裁判官3名による合議制でこれを行う。

2. 合議制裁判においては庭長（註3）を裁判長とする。庭長がいない又は事情がある場合、裁判官のうち上位の者を、同位であれば年長者を裁判長とする。

3. 単独審判においては当該裁判官が裁判長の職権を行使する。

第7条 1. 知的財産裁判所又はその支部の種類及び定員は附表の規定に従う。
2. 知的財産裁判所又はその支部に適用される類別及びその変更は、司法院が命令を以って定める。

第8条 1. 知的財産裁判所には所長1名を置き、裁判官が兼任し、簡任（註4）第十三職等から第十四職等とし、所全体の行政事務を総括的に掌理する。
2. 知的財産裁判所の所長は、最高裁判所裁判官、最高行政裁判所裁判官、又は最高裁判所検察署検察官の任用資格を具え、かつ指導力のある者からこれをに選任しなければならない。

第9条 1. 知的財産裁判所の法廷数は事務の多寡により定め、必要時は専門法廷を設けることができる。
2. 各法廷には庭長1名を置き、簡任第十一職等から第十三職等とし、所長を兼任する裁判官が兼任する場合を除き、裁判官のなかから選ばれた者がこれを兼任し、各当該法廷の事務を監督する。

第10条 1. 知的財産裁判所には裁判官を置き、簡任第十職等から第十一職等又は薦任第九職等とする。試署（註5）裁判官は、薦任第七職等から第



九職等とする。

2. 知的財産裁判所の裁判官を継続して 2 年以上務めた者は、簡任第十二職等～第十四職等へ昇進することができる。
3. 知的財産裁判所の裁判官を 2 年以上務め、地方裁判所又はその支部に出向された、所長又は庭長を兼任する裁判官、裁判官は、簡任第十二職等～第十四職等へ昇進することができる。
4. 前 2 項の知的財産裁判所裁判官の勤務年数はかつての高等裁判所裁判官、高等行政裁判所裁判官、又は高等裁判所検察署検察官の勤務年数と合計して計算する。
5. 司法院は業務の需要に応じ、地方裁判所及びその支部の試署裁判官又は候補裁判官を知的財産裁判所に異動させ、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析、判決文の起草など、裁判官の業務を補助させることができる。
6. 試署裁判官又は候補裁判官が知的財産裁判所に異動し業務を行う期間は、その試署裁判官又は候補裁判官の勤務年数に計上する。
7. 知的財産裁判所には裁判官補佐を置く。職員の招聘任命に関する法令により専門職員を招聘任命するか、若しくは各級裁判所又は行政裁判所のその他の司法職員を異動させるか、若しくはその他の機関の適任者を一時的に異動して、案件手続きの進行、争点の整理、資料の収集・分析など、裁判官の業務を補助させることができる。
8. 専門の免許又は資格を有する者が裁判官補佐として招聘任用された場合、その任用期間をその専門の経験年数に計上する。
9. 裁判官補佐の選任招聘事項及び配置転換に係る方法は、司法院が決定する。

第 11 条 1. 知的財産裁判所は強制執行事務を行うに際して、執行所を設けることができ、又は普通裁判所民事執行所に嘱託することができ、又は行政機関に代理執行させることができる。

2. 執行所には司法事務官を置き、薦任第七職等から第九職等とする。



司法事務官が 2 名以上の場合は、主任司法事務官を置き、薦任第九職等から簡任第十職等とする。

第 12 条 知的財産裁判所には公設弁護人室を設け、公設弁護人を置く。簡任第十職等から第十一職等又は薦任第九職等とする。2名以上置く場合、主任公設弁護人を置き、簡任第十職等から第十二職等とする。

第 2 章 裁判官の任用資格

第 13 条 1. 知的財産裁判所の裁判官には、以下のいずれかの資格を有し、並びに任用予定職務の任用資格を有する者を任用する。

- 一 知的財産裁判所の裁判官を務めたことのある者。
- 二 実任裁判官又は検察官を 2 年以上務めたことがある者、若しくは、裁判官又は検察官の職務を 5 年以上務め並びに薦任以上の公務員を計 10 年以上務めた者。
- 三 弁護士試験に合格し、弁護士の職務を 12 年以上、並びに知的財産案件弁護士の職務を 8 年以上務め、成績が優秀でかつそれを証明する書類を有する者。
- 四 教育部の認可を受けた大学又は独立学院の専任教授又は副教授、助理教授を計 8 年以上務め、知的財産権関連の法律課程を 5 年以上講義し、専門著作を有する者。
- 五 中央研究院の研究員又は副研究員、助理研究員を計 8 年以上務め、知的財産権の関係法律の専門著作を有する者。
- 六 教育部の認可を受けた公立又は私立の大学、独立大学、独立学院の学部又は大学院を卒業又は修了し、現に簡任公務員を務めてい る又はかつて務めたことがあり、知的財産に関する審査又は訴願、法制業務に計 10 年以上従事した者。

2. 前項第 2 号の資格を有し裁判官に任用される者は、司法院が設ける選考委員会により選考され、任用前に專利法、商標法、著作権法又はその他の関連法律及び技術分野の在職研修を受けなければならない。その選考委員会の組織、選考方法、在職研修事項は司法院が定める。



3. 第1項第3号から第6号の資格を有する者は、司法院が設立する選抜試験委員会の選抜試験に合格し、並びに行政法、行政訴訟法、専利法、商標法、著作権法、民事、刑事、その他関連法律について実施される職前研修に合格した後、任用される。選抜試験委員会の組織、選抜試験及び職前研修事項は司法院が定める。

第14条 1. 知的財産裁判所の裁判官の選抜及び選抜試験審査に際しては、その人格、経験、専門的な法学の素養に注意しなければならない。

2. 司法院は知的財産裁判所職員の在職研修を毎年行い、法学及び関連する専門的な素養の充実を図り、裁判の質の向上に努めなければならない。

第3章 技術審査官の配置

第15条 1. 知的財産裁判所には技術審査官室を設け、技術審査官を置き、薦任第八職等から第九職等とし、そのうち2分の1を簡任第十職等に列することができる。技術審査官を2名以上置く場合は、主任技術審査官を置き、簡任第十職等から第十一職等とする。職務上必要な場合は、職員の招聘任命に関する法令に基づき、各種専門職員を招聘任命することができる。その定員は技術審査官の定員内で調整するものとし、選任方法は司法院が定める。

2. 技術審査官室は職務上の必要性に応じて組に分けることができる。各組の組長は別途任命するのではなく、技術審査官が兼任する。

3. 司法院は知的財産の専門知識又は技術を有する職員を一時的に異動して技術審査官に任命することができ、その一時的な異動に係る方法は司法院が定める。

4. 技術審査官は裁判官の命を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参与する。

第16条 1. 知的財産裁判所の技術審査官は以下のいずれかの資格を有し、任用予定職務の任用資格を有するものを任用する。



- 一 専利審査官又は商標審査官を計3年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の大学院、教育部の承認を受けた外国の大学、独立学院の大学院を卒業又は修了したもので、関連学部学科の修士以上の学位を有し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計6年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。若しくは、公立又は認可を受けた私立の専門学校以上の学校、又は教育部の承認を受けた外国の専門学校以上の学校の関連学部学科を卒業し、専利又は商標の審査官又は助理審査官を計8年以上務め、成績が優秀でありかつそれを証明する書類を有する者。
 - 二 公立又は認可を受けた私立大学、独立学院の関係学部学科の講師を6年以上又は助手、助教授、教授を計3年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者、若しくは、公、私立の専門研究機関で研究員を6年以上務めている又は務め、知的財産権専門著作を有しそれを証明できる者。
2. 前項第1号の技術審査官資格について、専利審査官資格条例及び商標審査官資格条例の施行前に、専利商標審査機関において専利商標審査業務に従事した年数は、第1項の技術審査官の勤務年数として計算することができる。
3. 第1項第1号にいう成績が優秀であるとは、過去3年の年次評定の成績が、甲が2回、乙が1回以上あり、かつ、刑事又は懲戒処分、平素の評定で「記過」(註5)以上の処分を受けておらず、並びにその勤務機関が証明書を発行してこれを証明するものをいう。

第4章 書記処、補助機関及びその他職員の配置

第17条 1. 知的財産裁判所は書記処を設ける。書記官長1名を置き、薦任第九職等から簡任第十一職等とし、所長の命を受け行政事務を処理する。一等書記官は薦任第八職等から第九職等、二等書記官は薦任第六職等から第七職等、三等書記官は委任第四職等から第五職等とし、記録、書類、研究審査、総務、資料及び訴訟補助事務を分担して掌理する。また、科、股の部門に分かれて業務処理を行うことができ、科長(註7)は一等書記官が、股長(註8)は一等書記官又は二等書記官が兼任し、別途任命することはしない。



2. 前項の一等書記官及び二等書記官の総数は、その知的財産裁判所の一等書記官及び二等書記官、三等書記官総数の2分の1を超えてはならない。

第 18 条 1. 知的財産裁判所は供託所を設け、主任及び補佐を置くことができる。

2. 主任は簡任第十職等、補佐は委任第四職等から第五職等とし、2分の1は薦任第六職等とすることができる。

第 19 条 1. 知的財産裁判所には一等通訳、二等通訳、三等通訳、技士、執達員（註9）、記録係及び廷務員（註10）を置き、一等通訳は薦任第八職等から第九職等、二等通訳は薦任第六職等から第七職等、三等通訳は委任第四職等から第五職等、技士は委任第五職等若しくは薦任第六職等から第七職等、執達員は委任第三職等から第五職等、記録係及び廷務員はいずれも委任第一職等から第三職等とする。

2. 前項の一等通訳及び二等通訳の総数は、その知的財産裁判所の一等通訳及び二等通訳、三等通訳の総数の2分の1を超えてはならない。

3. 知的財産裁判所は必要に応じて、個別案件ごとに特約通訳を招聘することができ、その招聘方法は司法院が定める。

第 20 条 知的財産裁判所は、法廷の当直警備、犯人の押送及び法廷の秩序を維持するために法警を置く。法警長は委任第五職等又は薦任第六職等から第七職等、副法警長は委任第四職等から第五職等又は薦任第六職等、法警は委任第三職等から第五職等とする。

第 21 条 知的財産裁判所には人事室を設け、主任1名を置き、薦任第九職等から簡任第十職等とし、並びに科員（註11）を置くことができ、委任第五職等又は薦任第六職等から第七職等とし、法により人事管理を行う。

第 22 条 知的財産裁判所には会計室、統計室を設け、それぞれ会計主任、統計主任を1名ずつ置き、いずれも薦任第九職等から簡任第十職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第五職等又は薦任第六職等から第七職等とし、法によりそれぞれ年間収支決算及び会計、統計などの事



項を処理する。

第 23 条 知的財産裁判所には政風室（註 12）を設け、主任 1 名を置き、薦任第九職等から簡任第十職等とし、並びに科員を置くことができ、委任第五職等又は薦任第六職等から第七職等とし、法により紀律の維持にかかる事項を処理する。

- 第 24 条**
1. 知的財産裁判所には情報室を設け、主任 1 名を置き、薦任第九職等から簡任第十職等とする。設計師、管理師（プログラマー、システムエンジニア）はいずれも薦任第六職等から第八職等とし、助理設計師は委任第四職等から第五職等又は薦任第六職等とし、情報処理を行う。
 2. 前項の薦任助理設計師の定員は、その知的財産裁判所の助理設計師の総数の 2 分の 1 を超えてはならない。

第 5 章 司法年度及び事務の配分

第 25 条 司法年度は毎年 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。

第 26 条 知的財産裁判所の業務規程は司法院が定める。

- 第 27 条**
1. 知的財産裁判所は毎年度末までに、所長及び庭長、裁判官により会議を行い、業務規程及びその他の法令規定に基づき、翌年度の司法事務の配分案及び代理順序案を決定する。
 2. 前項の会議では、翌年度の合議制裁判時の裁判官の配置案についても決定しなければならない。

第 28 条 前条の会議は所長を主席とし、決議は過半数の意見を以って決定する。賛成反対が同数の場合には、主席が決定するものとする。

第 29 条 事務の配分案及び代理順序案、合議制裁判時の裁判官の配置案が決定された後、事件又は裁判官の増減、その他の事由によって変更する必要が生じた場合、所長が関連する庭長、裁判官に諮ったうえでこれを変更することができる。

第 6 章 法廷の開閉及び秩序



第 30 条 1. 知的財産裁判所の開廷は裁判所内で行う。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りでない。

2. 知的財産裁判所法廷の座席配置及び傍聴規則は司法院が定める。

第 31 条 1. 知的財産裁判所は、必要時には、管轄区域内において場所を指定して臨時に開廷することができる。

2. 前項の臨時開廷の方法は司法院が定める。

第 32 条 裁判長は法廷の開閉及び訴訟の審理において指揮権を有する。

第 33 条 法廷が開廷される時、裁判長が秩序維持権を有する。

第 34 条 1. 法廷秩序の妨害又はその他の不当な行為を為す者に対し、裁判長は法廷への入廷禁止、又は法廷からの退廷命令を下すことができ、必要な時は閉廷時まで監視するよう命じることができる。

2. 前項の処分に対し、不服を申し立てることはできない。

3. 前 2 項の規定は、裁判長が法廷外で職務を執行する際にも準用される。

第 35 条 訴訟代理人、弁護人が法廷において訴訟を代理又は弁護する際、不当な言動があれば、裁判長は、開廷当日の代理又は弁護について、警告又はこれを禁止することができる。

第 36 条 裁判長は前 2 条の処分を行う際、その事由を裁判記録に明確に記載しなければならない。

第 37 条 本章の裁判長に関する規定は、受命裁判官又は受託裁判官が職務を執行する際にも準用される。

第 38 条 裁判長、受命裁判官、受託裁判官の発した法廷秩序維持の命令に違反し、裁判所の職務執行を妨害し、制止に従わない場合、3 ヶ月以下の懲役、拘留又は 9,000 新台湾元以下の罰金に処する。

第 7 章 司法行政の監督



第 39 条 知的財産裁判所の行政監督は以下の規定に従う。

- 一 司法院院長は知的財産裁判所及びその支部を監督する。
- 二 知的財産裁判所所長は該裁判所及びその支部を監督する。

第 40 条 前条の規定に基づき監督権を有する者は、監督を受ける職員に対し、以下の処分を行うことができる。

- 一 職務上の事項に関し、命令を発して注意を与えることができる。
- 二 職務を乱す、又は権限の範囲を逸脱する、又は行為に慎みがない者は、法により処罰又は懲戒処分とする。

第 41 条 本章各条の規定は裁判権の独立行使に影響を及ぼさない。

第 8 章 附則

第 42 条 知的財産裁判所の訴訟の裁判は、期限を設けなければならない。その期限は司法院が命令を以って定める。

第 43 条 知的財産裁判所及びその支部の判決書のうち、当事者又は第三者の営業秘密に関わる部分は開示することができない。

第 44 条 本法に規定がない場合、裁判所組織法及びその他の関連法律の規定を準用する。

第 45 条 本法の施行日は司法院が命令を以って定める。

註 1：日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当。

註 2：日本の不正競争防止法、独占禁止法の要素が含まれている。

註 3：法廷の長。法廷ごとに必ず 1 人の「庭長」が配置されている。事件ごとに変わることはない。

註 4：台湾の文官の階級の 1 つ。簡任、薦任、委任とあり、委任は 1~5 職等、薦任は 6~9 職等、簡任は 10~14 職等で、最高が 14 職等となる。

註 5：地方裁判所の裁判官は候補、試署、実任の 3 階級に分けられ、一定の任期を経て、考查のうえ、上級の裁判官に任用される。



遠 碩 専 利 師 事 務 所

Lewis & Davis Patent Attorneys Office

註 6：台湾の事案評定には、プラス評価として嘉奨、記功、記大功、マイナス評価として記過、記大過がある。

註 7：科長は日本の課長。

註 8：股長は日本の係長に相当。

註 9：裁判所の判決、決定などの執行、送達に携わるスタッフ。

註 10：書記官に協力し、法廷内容を記録し、及び法廷の庶務に携わるスタッフ。

註 11：17 条の「科」の構成メンバーである。

註 12：紀律維持のための部署である。



「智慧財產法院組織法」（「知的財產裁判所組織法」）第 5 条附表

高等裁判所検察署知的財産分署定員表

職種	定員
検察長	一
主任検察官	二
検察官	十二
検察事務官	六
書記官	六
法警	三
合計	三十

説明一、高等裁判所検察署知的財産分署は当分の間類別分けをしない。

説明二、高等裁判所検察署知的財産分署検察長は、高等裁判所検察署又はその支部検察署検察長が兼任することができる。

説明三、人事、会計、統計、職員の紀律風紀取締り、総務、文書、考課、情報処理など管理運営職員は、高等裁判所検察署又はその支所検察署の現在の職員の中から当該支所検察署に出向させて職務を行わせ又は兼任させるため、添付の定員表にはこれらの定員を加えない。

説明四、表に記されている定員は検察機関に現在いる職員を配転して任用する。



「智慧財產法院組織法」（「知的財產裁判所組織法」）第7条附表知的財產裁判所又はその支所の定員数

裁判所類別 職種 定員	第一類	第二類	第三類
所長	一	一	一
廷長	二十～四十	十～二十	五～十
裁判官	四十～八十	二十～四十	十～二十
裁判官補佐	六十～一二〇	三十～六十	十五～三十
司法事務官	五～八	三～五	〇～三
公設弁護人	二～四	一～二	一
技術審査官	五十二～一〇四	二十六～五十二	十三～二十六
書記官長	一	一	一
一、二、三等書記官	六十八～一二八	三十八～六十八	十九～三十八
供託所	主任	一	一
	補佐	一～二	〇
人事室	主任	一	一
	課員	八～十六	四～八
会計室	会計主任	一	一
	課員	八～十六	四～八
統計室	統計主任	一	一
	課員	八～十六	四～八
風紀室	主任	一	一
	課員	四～八	二～四
情報室	主任	一	一
	設計師	一	一
	管理師	一～二	一
	助理設計師	四～五	三～四
一、二、三等通訳	二十～四十	十～二十	五～十
法警長	一	一	一
副法警長	一～二	一	一
法警	四十五～八十九	二十四～四十四	十四～二十三
執達員	四～六	三～四	二～三
書記	六十五～一二二	三十二～六十七	十七～三十三
廷務員	九～十七	六～九	四～六
技士	一	〇	〇
合計	四三六～八三六	二三二～四三五	一二五～二三一



遠 碩 專 利 師 事 務 所
Lewis & Davis Patent Attorneys Office

説明：知的財産裁判所が毎年1万件以上案件を受理する場合には第一類とし、毎年5000件以上1万件未満の案件を受理する場合には第二類とし、毎年受理する案件が5000件未満である場合には第三類とする。

Lewis & Davis